

給与勧告の仕組みと 本年の勧告のポイント

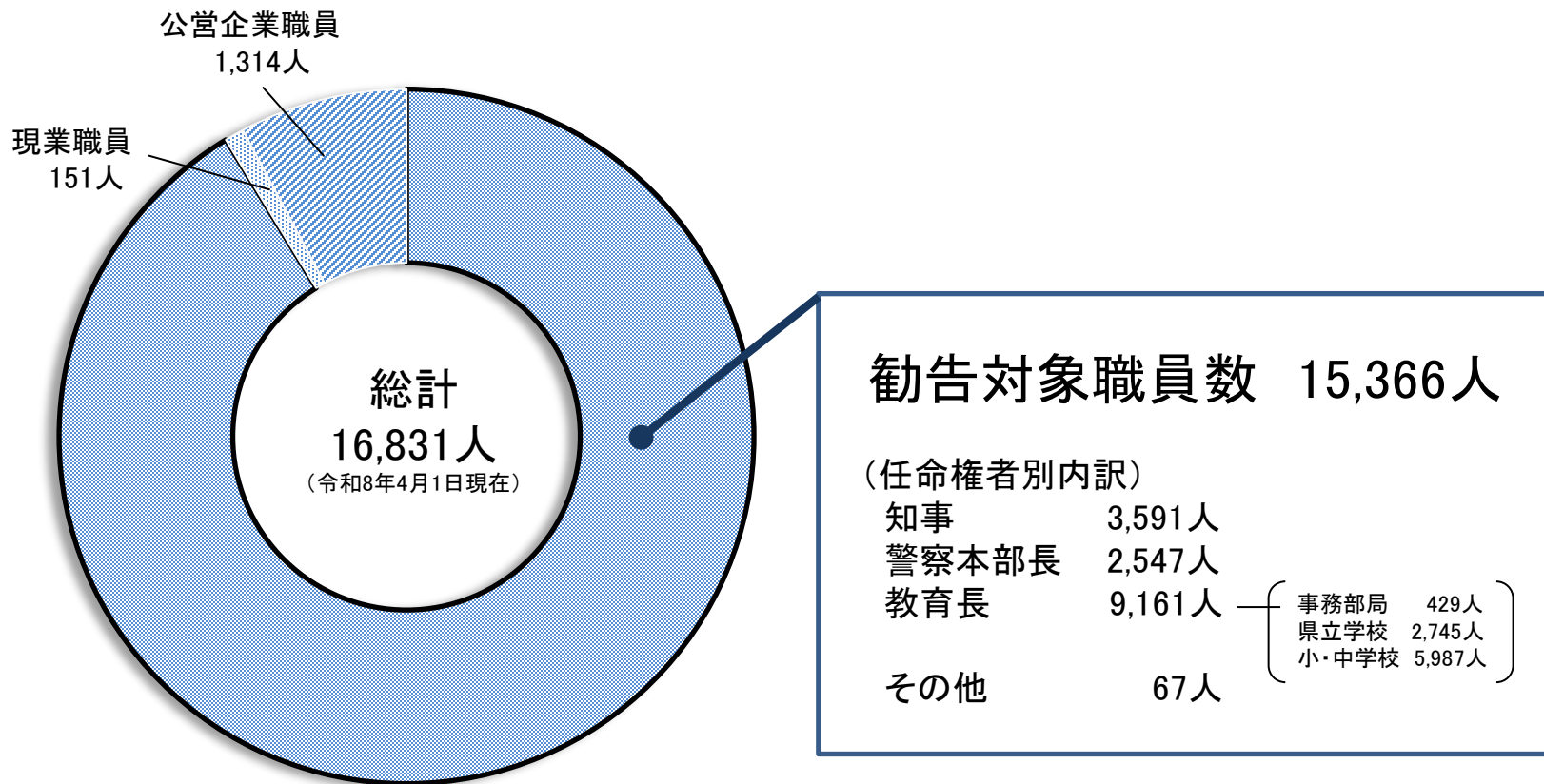
令和8年10月
青森県人事委員会

目次

① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 本年の給与改定	4
〔資料〕 最近の給与勧告の実施状況(行政職給料表関係)	5

給与勧告の対象職員

青森県には、令和8年4月1日現在、一般職の職員（臨時、非常勤職員を除く）は16,831人いますが、このうち人事委員会の給与勧告の対象となるのは、公営企業（病院局等）職員及び現業職員を除いた15,366人となります。



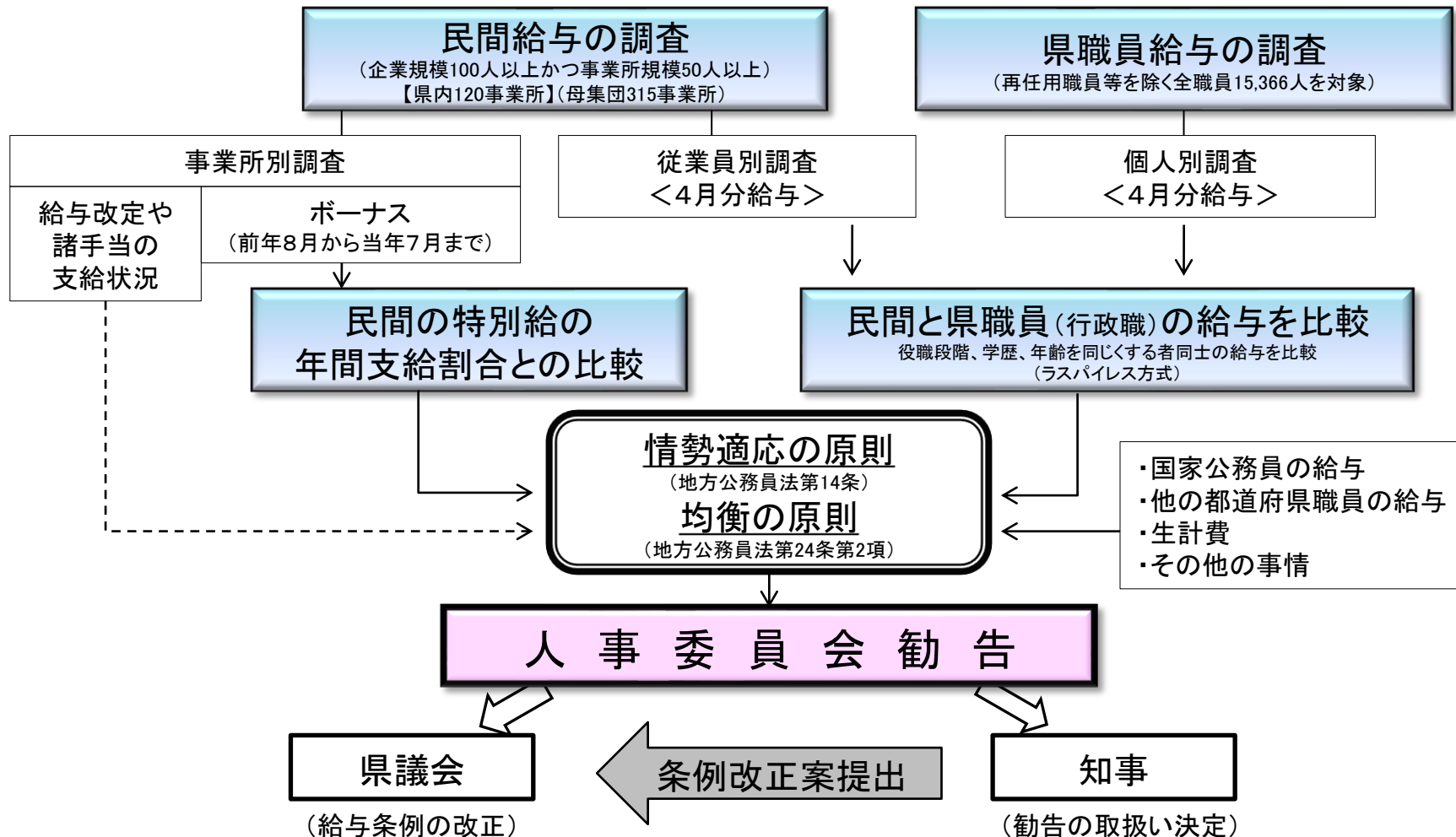
※再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）は含まれていません。

また、給与条例附則第7項により給料月額が決定される職員（60歳及び61歳の7割措置職員）も含まれていません。

給与勧告の手順

人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて公民の4月分の給与（月例給）を精密に比較して得られた較差を考慮し、地方公務員法第24条第2項に規定する給与決定の諸条件を総合的に勘案し勧告を行っています。

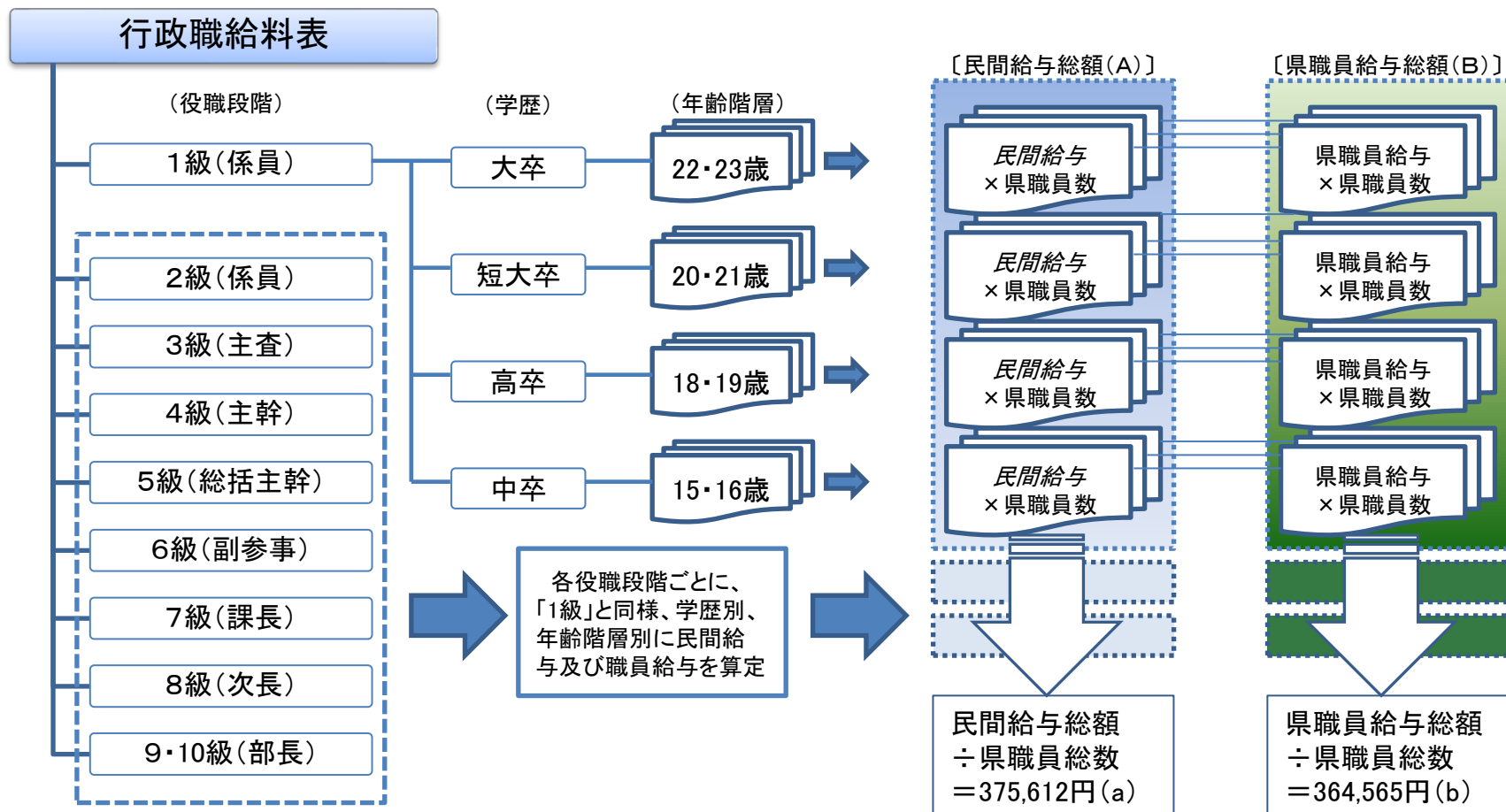
また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を正確に把握し、その結果得られた年間支給割合を重視しつつ、地方公務員法第24条第2項に規定する給与決定の諸条件を総合的に勘案し勧告を行っています。



民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



本年の公民較差 11,047円 (3.03%)

(算定方法) (a) - (b)

本年の給与改定

1 給料表【令和8年4月実施】

人事院勧告の内容に準じ、全ての職員を対象に、令和7年並み高水準の引上げ改定
(中堅層以上の職員は令和7年を上回る改定、引き続き初任給も引上げ)

2 初任給調整手当【(1) 令和8年4月、(2) 令和9年4月実施】

- (1) 医療職給料表(一)の改定等を踏まえ、人事院勧告の内容に準じ、医師に係る手当額を引上げ改定
- (2) 職員の月例給与水準を適切に確保するための手当(第二種初任給調整手当)を新設

3 ボーナス(期末手当・勤勉手当)【(1) 令和8年12月、(2) 令和9年4月実施】

- (1) 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.65月分 → 4.70月分(期末手当・勤勉手当に均等に配分)
- (2) 人事院勧告の内容に準じ、特定任期付職員の勤勉手当の見直し

4 転居に関する手当

- (1) 人事院勧告の内容に準じ、単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じた手当額を支給)
- (2) (1)に伴い、単身赴任手当の加算額を廃止

5 宿日直手当【令和8年4月実施】

人事院勧告の内容に準じ、手当額を引上げ改定

最近の給与勧告の実施状況（行政職給料表関係）

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職給料表適用者の 平均年間給与	
	平均改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成29年	0.14%	4.20月	0.15月	6.1万円	1.1%
平成30年	0.17%	4.25月	0.05月	2.7万円	0.5%
令和元年	0.13%	4.30月	0.05月	2.5万円	0.4%
令和2年	—	4.25月	△0.05月	△1.8万円	△0.3%
令和3年	—	4.20月	△0.05月	△1.7万円	△0.3%
令和4年	0.30%	4.30月	0.10月	5.0万円	0.91%
令和5年	1.11%	4.40月	0.10月	9.6万円	1.73%
令和6年	3.22%	4.55月	0.15月	23.3万円	4.15%
令和7年	3.05%	4.65月	0.10月	21.7万円	3.73%
令和8年	3.03%	4.70月	0.05月	20.5万円	3.40%